

福岡県の禁酒運動と宗像 — 福岡県禁酒聯盟結成まで —

横山 尊

はじめに

昨今、タバコ規制と同様、WHO等が主導する国際的な流れとして、東京五輪を機にアルコールも規制しようという動きがある。日本も二〇一三年に「アルコール健康障害対策基本法」を制定し、厚生労働省が一七年四月、「アルコール健康障害対策推進室」を設置した。飲酒運転とともに未成年者の飲酒も、芸能人の醜聞と相まって問題化することも増えた。タバコをめぐる風景は一昔前に比し現在は一変し、アルコールも多少は同様だろう。現在はタバコ規制にアルコール規制が付随した感があるが、戦前は正反対で禁酒運動が主で、禁煙運動が付随していた。現在、筆者は日本禁酒同盟資料館の旧蔵資料¹⁾を駆使し、禁酒運動の足跡をかつてない水準で精緻化することを試みており、本稿はその一環である。

禁酒運動は明治期にキリスト教宣教師が伝え、仏教界にも広まり、一八九〇年は安藤太郎、根本正らが東京禁酒会を発足させ、九八年は各地の禁酒会が統合し日本禁酒同盟会(会誌『国の光』)が発足した。禁酒会は、宗教的、宗派的基盤を離れて、土地の名望家、知識層を巻き込み、地域連合組織の動きも徐々に現われ、未成年者の禁酒禁煙の法制化を求める請願運動として展開された。その頂点が、

一九二〇年の関東関西の連合禁酒会が統合された日本国民禁酒同盟(一九四九年に日本禁酒同盟に改称し現在に至る)の結成、二二年の未成年者禁酒法案の衆貴両院通過とされる。この頃、禁酒運動は信仰・宗教を離れ、社会問題の解決を掲げ、労働者、国民の衛生・風紀に加え、生活、労働の場(企業、地域の青年団)の問題、さらに優生学、遺伝の問題へ深められた²⁾。

大正期までの概略は右記のとおりだが、禁酒運動は中央の動向すら依然、未解明の部分も多く、地域の動向は尚更である³⁾。日本禁酒同盟や日本国民禁酒同盟などの全国組織はあっても、地域禁酒団体へのイニシアチブは自明ではない。そもそも禁酒は個人でも可能で、明治期から個人が新聞に禁酒宣言の広告を出した例は多い。そうした中、地域でも禁酒会をつくる動きが次々と生じ、地域間コミュニケーション⁴⁾も生じていく。全国組織の地域への働きかけもかかる事象がなければ十全たりえまい。それ故に禁酒運動の個別の地域史的分析は不可欠である。

他ならぬ福岡県こそ格好の分析対象である。一九二八年に日本国民禁酒同盟が『全国禁酒団体名簿』を作成した。これによれば、福岡県の禁酒会員数は全国二位【表1】である。一位の宮城県は、禁

【表1】『昭和三年六月末現在 全国禁酒団体名簿』
 (日本国民禁酒同盟、1928年) 掲載の県別の禁酒団
 体数、会員数

会員数順位	県名	団体数	会員数
1	宮城	48	7950
2	福岡	29	6613
3	長野	98	6104
4	群馬	13	5068
5	新潟	105	4008
6	岡山	31	2861
7	兵庫	18	2860
8	東京	20	2859
9	大阪	7	2543
10	京都	14	2329
11	福島	56	2175
12	山口	5	1996
13	北海道	50	1922
14	山梨	25	1820
15	鹿児島	7	1548
16	青森	9	1518
17	茨城	17	1419
18	滋賀	33	1351
19	岩手	20	1315
20	静岡	13	1245
21	秋田	24	1121
22	宮崎	7	917
23	栃木	19	866
24	愛知	9	793
25	熊本	25	703
26	山形	16	581
27	神奈川	10	574
28	岐阜	16	545
29	広島	8	542
30	三重	8	474
31	和歌山	2	407
32	奈良	6	404
33	福井	5	289
34	台湾	5	261
35	朝鮮	9	229
36	愛媛	5	207
37	高知	4	174
38	大分	7	165
39	徳島	2	129
40	長崎	5	128
41	島根	5	124
42	沖縄	2	100
43	鳥取	4	93
44	石川	5	90
45	富山	2	65
46	中国	6	60
47	千葉	3	50
48	樺太	2	32
49	佐賀	2	30
50	埼玉	4	30
51	香川	2	23
	総計	844	69530

酒運動が顕著とは言い難かった興国青年聯盟(会員四八九四名)をそのまま禁酒会員数に数えている節がある。そうなると、会員数は福岡県が実質的に一位と言つてよい。三四年には福岡市で日本国民禁酒同盟の全国大会が開催されたが、その動員数は約二千名で歴代大会動員数で二位の松本(七七七名)を大きく引き離し最多だった。⁶⁾ その動員数を形成した要因は、会員数で最大規模を誇った三井田川禁酒会(一九二三年結成)など炭鉱禁酒会の運動の顕著さだった。その分析は既に部分的に行い、続稿も作成中なので、炭鉱禁酒会は本稿の対象としない。ただし、炭鉱禁酒会の興隆は一九二〇年代からで、福岡県のそれ以前の状況が分からねば、その興隆の前提も分からない。

本稿が扱うのは次の課題である。①福岡の禁酒会の性格はそれぞ

れいかなるもので、いかに展開したか。②これら禁酒会は地域間でいかなるコミュニケーションをとりつつ、県聯盟結成に至ったか。③全国組織はいかなる影響を福岡県に及ぼしたか。その過程で宗像地域は、新修宗像市史での調査がなければ不明だった地域独自の動きを見せたり、県聯盟の一角をなしたりするなど、福岡県全体でも無視できぬ動きを見せた。本稿の分析は主に日本禁酒同盟旧蔵資料や青山学院資料センター、安藤記念教会所蔵の日本禁酒同盟会誌『国の光』の存在で初めて可能になる。ただし、その内容は自治体史編纂などの過程で明るみになる地域史料と照合することにより深い理解が可能になろう。

一 一八八〇～九〇年代の福岡県の禁酒会と全国団体

明治中期から福岡も禁酒運動の影響を受けた。禁酒か節酒かの方針も不安定な要素をはらみつつ、横浜が拠点の日本禁酒会とのつながりの深い福岡禁酒会（一次）が結成された。さらに日本禁酒同盟（二八九八年結成）の美山貫一が九州遊説を行い、同同盟の影響下にある若松禁酒会が結成された。本節ではこの過程を示す。

（一）福岡節酒会と福岡禁酒会（一次）

一八八四年一二月に大日本節酒会（会長は加藤弘之）が発会し、八五年八月から確認できた範囲では九二年三月まで『節酒会雑誌』を刊行した。会の性格は「節酒会ノ主意書」に示される。すなわち、「米国節酒会」(American Society for the Promoting of Temperance)の存在を意識しつつも、俄に禁ずれば「交際上」の「情誼」を破り、かつ「飲酒ノ習、既ニ性」となつて全く廃止できないため、「飲酒ノ量ヲ節減」し「漸次ニ古来ノ宿弊ヲ破除」することを試みるという趣旨だった。⁷⁾『節酒会雑誌』の創刊号「雑録」に「福岡節酒会」の記事があり、「去ル五月中、福岡の有志者が、題号の如き会を發起されしよしにて、本会へも其の趣意書と規則とを寄贈せられたり」と、⁸⁾短く紹介されている。

一八八五年六月五日の『福岡日日新聞』には、「宗像郡実況」として、「郡役所にて杜康先生達は夙に東京節酒会に加入し別に内規を設け一日二合を度とし献酬及歌舞音曲等を禁じたりと吾輩人民にしても是等は能い事と思ふなり 又洋服も追々始まる手続にて一口壺円懸の入札講を設けありときけり」とある。⁹⁾福岡節酒会の記事と併せ

れば、同会を形成したのは、東京節酒会に加入した宗像郡の酒造家たちだった可能性が高い。文明開化の風潮のもと、酒と結びつきがちな歌舞音曲を控え、勤儉貯蓄を試みたことがうかがえる。しかし、福岡節酒会その後の動向は『節酒会雑誌』などの媒体からは確認できない。

一八九〇年四月、日本メソジスト福岡教会の大竹常業牧師は福岡市で福岡禁酒会（第一次）を発足させた。「福岡禁酒会」を名乗った組織は少なくとも三つあり、同会が最初である。結成時の会員は津田練四郎、平賀伝七、赤木嘉太郎、内田勇、西村喜太郎、吉村貢三郎で、創立後、三、四月月で入会者六十余名を得たという。¹⁰⁾この福岡禁酒会は同年七月三一日午後三時から五時過まで中州共進会館楼上で禁酒演説会を開いた。聴衆は男女百五十余名に達したという。弁士と演題は江波愛四郎「余ハ何故ニ禁酒主義ヲ愛スルヤ」、寺尾亨「少年禁酒ノ必要」だった。¹¹⁾寺尾は横浜禁酒会幹事で母と兄の寺尾寿（理学博士、天文学者）も臨会し、会の前後にオルガンの演奏を行うと事前に『福陵新報』で報じられた。¹²⁾寺尾の演説内容は八月二日の同紙で紹介された。寺尾は飲酒の弊害を、道徳（傲慢、姦淫、犯罪）、衛生（早世、子孫への害）、経済上（財産の浪費）から説き、禁酒会はキリスト教だけのものではなく、儒者、仏者も趣意に賛同すれば会員になり得るとし、かつ少年禁酒の必要を唱えた。寺尾の演説に「感動して即時に禁酒会員たらん事を申込しもの数人」あり、また寺尾は福岡禁酒会に若干の寄付金を贈った。演説会は盛会だった。¹³⁾

横浜禁酒会は九〇年に少年禁酒会を設け、九一年には日本禁酒会と改名した。¹⁴⁾福岡禁酒会は九三年五月まで会員記章は横浜禁酒会旧

記章に倣つて作つた¹⁵⁾。寺尾らの来会以来、両会の親密な関係がうかがえる。

日本禁酒会の『禁酒雑誌』からは福岡禁酒会のその後の動向も分かる。一八九二年一月二六日は禁酒会公会演舌を開いたが、会場向かいの成見屋という酒造家は「鐘太鼓三味線を打ち鳴らし土俗のニワカ手踊」をして妨害をするも無事閉会したという。このとき、会長は大竹常業から福岡中部教会の栗村左衛人に交代した¹⁶⁾。しかし、九三年五月の総会で会長は幹事だった衣笠景徳に交代した¹⁷⁾。日本聖公会信徒の実業家で、玄洋社にも名を連ねた。福岡の法律学校に学び、妻の影響で信仰を持ち、志を実業界に向けて第十七銀行大阪支店長となつた。若松市で十七銀行を興し、炭鉱業も営んだ。その間、福岡聖アルパ教会建設に尽くし、九州大学敷地のため所有地を寄付するなど社会奉仕にも尽力した¹⁸⁾。

一八九三年の総会では穂波郡二瀬村の支部の設置も決まつた。衣笠が所用で村を訪れた際、「飲酒の弊風あるを嘆じ」、「村民に禁酒の益と飲酒の害」を「度々説話」し、村民三〇名が入会を申し込んだ。さらに「酒杯の献酬」を行う「我国慣例の結婚式」とは異なる「禁酒会員の結婚式」のあり方を模索した。ただし、「我福岡に於てハ禁酒会を以て或ハ基督教布教に利用するが如く信ずる徒」もおり、「此等の儀式等を基督教外に規定」する必要があつた¹⁹⁾。福岡禁酒会は九三年一月の常会でその結婚式を①夫婦が「一致の目的に従ひ家政を務むる事」、②「夫婦ハ互に睦しく夫は妻を愛護し夫は男子の権利と義務を全くし妻は女子の権利と義務を全ふし互に遜譲を旨として相侵さざる事」を仲立人または司会者が承諾させ、新郎新婦がこの

二カ条を終身遵奉することを誓い、結婚式を結了させることを決めた。同結婚は後の様々な禁酒団体禁酒結婚の先駆的事例と言え、興味深い。さらに、同常会では「在福岡又ハ各地にある孤立禁酒者又ハ賛成者に就き本会の主義を説き入会を勧誘」すべく、赤木嘉太郎、松隈正樹をその委員とした。ただし、その後の動向は不明である²⁰⁾。

一八九〇年には東京禁酒会を中心に大日本禁酒会が発足した。浄土真宗系の反省会などキリスト教に留まらず、宗教宗派に留まらない全国組織の結成が図られた。同会が九八年に日本禁酒会も包摂して日本禁酒同盟となる。日本禁酒同盟は会誌『国の光』を刊行し、同誌からは福岡の動向もうかがえる。しかし、九七年一二月の同誌に掲載された福岡教会の城貫一は「御申出に従ひ先日会友一同、禁酒の談話を試み申候 其結果を申述へんに酒類乱用の弊を矯めると云ふ意味の禁酒に候へば会友中一人も異議を申立もの無之候 極端の禁酒主義に対しては議論区々に分れ申候」と報じた²¹⁾。この時期は福岡禁酒会（二次）の動静はうかがえず、城による禁酒と節酒をめぐる混乱についての発言は同会員の立場かは分からない。

（二）美山貫一の禁酒伝道と若松禁酒会

日本禁酒同盟の福岡への影響行使に重要な役割を果たしたのは、一八九九年三月の美山貫一の全国遊説の一環の九州地方の巡回であつた。美山はメソジスト教会牧師で、七五年に渡米し、八七年から八九年のハワイ伝道の際は、ハワイ公使だった安藤太郎を禁酒会活動に導いたことでも知られる²²⁾。美山の全国遊説の契機は、九六年秋に米国の矯風家の代表として来日したクララ・パリシュが「日本全

「国禁酒上の大運動」をなすため、九七年七月二十六日に銀座会館で矢島樗子や根本正らが有志者の会合を開いたことだった。その際、パリシユから依頼を受けた運動のために美山が全国の禁酒遊説を行うことになった。

美山が九州地方を遊説したのは一八九九年一月から三月だった。一月二五日に住所の鎌倉を出発し、愛知、広島を経て福岡に着いたのは二月三日で、マヨンソン長老司に面会し九州運動の相談をした。四日は若松港で婦人集会を開き、五日は同地で吉岡牧師の教会で説教をし、同夜同教会で祭壇会を開き、六日は若松美以教会で演説会を開き盛会だった。この際、衣笠景徳、松隈正樹、吉岡耕作らの尽力で同盟団体の組織が成ったとある。若松禁酒会である。さらに、七日午前は若松の日本基督教会で婦人矯風会を組織し入会者二〇名を集め、午後小倉の婦人会に臨席した。八、九日は佐賀で演説し、一〇日は久留米で集会を開き、一二、一三日は柳川の教会で説教をした。一四、一五日は佐賀の教会で演説をし、一六、一七日は大牟田で集会を開き、一八日は福岡に戻り、一九日朝は古坂牧師の教会で説教や祭壇会を行った。二〇日午前は女学校で演説し夜の演説会は盛会だったという。二一日から二七日は熊本、二八日から三月六日は鹿児島、九日から一四日は長崎、一五から二〇日は山口、二一日は神戸、二三日は大阪、豊橋などに立ち寄り、夜鎌倉に着いた。²³このように美山の遊説は牧師としての説教、矯風会の組織化など複数目的を兼ねていた。

若松禁酒会は美山が訪れた二月六日に即時結成された。若松の美以教会堂で君が代を三唱して祈祷した後、美山が演壇に立ち、「縷々

酒毒を説き禁酒の吾人を益し国家を利すること特に内地雑居後に於ては吾人の外商と競争場裡に駆逐するは是非共真面目に誠実にして苟も吾人の品性を損し吾人の体軀を傷ふものは速に之を取除きて以て彼れ外商に当るの覚悟必要なり其の覚悟は先づ飲酒の習慣を矯正し且つ家庭を清めんことの尤も急務なること等を平易に講説した。美山の降壇に際し、「吉岡氏と共に賛成者は今夕断然酒盃を碎き飲酒を禁するの決心ある事必要なりと勧告し且つ日本禁酒同盟会誓約書を頒」した。同夜「若松青年会英字部生徒約数十名を初め有志者等続々禁酒賛成を表白」した。そして「美山氏を頼み若松禁酒会創立に付規約書起草委員五名を当撰」させた。有馬純友、松隈正樹、飯牟川正次、吉福忠誠、吉岡耕作だった。²⁴

一八九九年四月、「若松禁酒会にては木札を造り其上部に焼印文字を以て若松禁酒会員と記し下に氏名を記し之を門戸に掲げ堂々と矯風禁酒の主義を表」した。²⁵以後、若松禁酒会の動向は日本禁酒同盟の会誌『国の光』で伝えられた。四月八日は第一・四季会が開かれ、一六名が集まり、「熊本県下来民美以教会牧師松隈茂雄氏は来民地方の風俗及び禁酒事業の実況を談して常会員に告ぐる所あり」など、隣の熊本県の活動家との交流も見られた。²⁶七月三日の例会では、運動のための幻灯機購入、禁酒貯金の奨励、名簿の作成と頒布が可決された。²⁷しかし、会況が伝えられたのは九九年一〇月までだった。以後、日本禁酒同盟の構成団体として若松禁酒会も名簿に掲載されたものの、その後は不明である。なお、若松禁酒会長も衣笠景徳だったが、会誌からは動靜がほぼうかがえない。

以上を踏まえれば、横浜や東京、ないしは日本禁酒同盟など全国

組織からの働きかけ、地域の会の自発的な意思で福岡地域の禁酒会が一八八〇年代には中央と接触を持った局面もあった。しかし、複数の禁酒会が発会しても、散発的に留まった感が否めない。考えてみれば、禁酒会活動だけなら、全国組織との繋がりには不可欠ではない。事実、一九〇〇年代は地域限定で独自の活動を展開した会も存在した。いずれにせよ、禁酒会の継続、その活動のメディアによる広報をどう行うか、全国の総括組織や近隣地域の禁酒会とどう接点を持つのかという問題に、以後も消長を繰り返した福岡各地の禁酒会は関わっていく。

二. 日本禁酒同盟と関係を持たなかった禁酒会二会

新修宗像市史に関する調査の過程で、日本禁酒同盟が存在も把握していない禁酒会が福岡県で結成されていたことが分かった。宗像の禁酒会、福岡市の福岡禁酒会（第二次）である。個々の自治体の動向を子細に調査すれば、これ以外にも複数存在する可能性もあるが、現在、筆者が掌握しえたのがこの二会である。特に宗像の禁酒会は地元の史料から初めて存在が明らかになった貴重な内容である。

(一) 郷友雑誌『宗像』に掲載された井土蛟愛の禁酒会

郷友雑誌『宗像』に、一九〇三年一月から井土蛟愛（一八六九—一九〇八）なる人物が「禁酒会発起の趣意を論ず」を連載した。

井土蛟愛の経歴については、宗像四国東部霊場第七七番札所（池田椰野葉師）の敷地にある石碑以外に、現在のところ知る手がかり

はない。「明治四十一年十月 清漣野生江島茂逸撰 博家臺水野魯宣書」とある碑文の内容はこうである。

井土は、一八六九年八月二日に宗像郡池田村の農家に生まれ、学問を好み、「殖産興業」で「国家之富強」を図るべく、宗像中学校を卒業後、帰郷して「矯正所」を設け、八八年に「修明学会」を組織し、晴耕雨読、勤勉貯蓄の方案を説き、多くの入学者を集めた。

八九年一月から池野尋常小学校で教鞭をとるも、九五年八月に離職し、韓国に渡った。「幾多之艱難困苦」を経て、「実業之緒」が成るうとするも、九七年冬に「難痘」に罹り、帰国して「医科大学病院」で療養したが、左目を失明し右目の視力も失った。ここに至って従来の思想を変え、鍼灸医となり帰村して、「禁酒会」を設けたり、「毎月貯蓄金之方案」を出したり、果実を栽培するなど「殖産之業」を図った。その実利は部落の風俗改良に寄与し、「今日之実業社会」に通じる所が非常に多いと称賛された。一九〇八年三月二三日に四十歳で没した。

井土が宗像で禁酒会を設けたのは一九〇三年で、朝鮮から日本に戻り、視力を失って宗像の鍼灸医として池田村の殖産興業を図る一環だったことがうかがえる。

「禁酒会発起の趣意を論ず」で、井土は「唐土」で飲酒について「世々の聖賢皆其害を戒めざるはなし」という状況、「近年北米合衆国に於ては禁酒の一科を小学の科程に加へ以て盛に飲酒の有害を教育し国内亦到る所に禁酒の団体あらざるなし」と古今東西の状況を概観した。その上で「此蛮風悪俗を改善せざる可からず之を廢除するは吾が帝国の急務」とし、飲酒に対する「克己」を説いた。²⁸井土は「酒

類が今日吾が国家社会」を「襲撃」「腐蝕」する要素として、①「心身の健全を傷り世を挙げて病的社会」となし「生産力の元質を薄弱」にする、②「社会風教頹廢の媒介をなし家庭の平和を攪乱」する、③「国家個人の富と労力とを不生産的に浪費」させ「窮困」をもたらしことを挙げた。故に、井土は「断然今日より禁酒を実行せんと欲し是を知己の二三子に諮」り承諾され、「同志を四方に求め兎筆を執り鄙言を陳べて其趣旨を明かにし以て本会を創立する事」に至ったという²⁹。もつとも、これらの文言は、心身の健康、社会風紀、家庭円満、国家や個人の財産など、禁酒の効能が総花的に並んでおり、宗像や農村特有の地域性の要素は感じられない。中国の聖賢やアメリカの禁酒運動に倣い、宗像にも運動の翻訳的な移植を試みた性格が強い。

井土の禁酒論は渡韓経験も影響したかもしれないアジア観と表裏一体だった。飲酒を「韓人的呑気な風習」とし「旧幕鎖国の時代ならばいざ知らず今の頻繁なる社会には一日も其存在を許さない」と述べた。また、「支那帝国」が「現在の如き衰替を来たし常に外国の凌辱を受くる様になつた」原因をアヘンに求め、飲酒に親しむ日本も「其素質」は同類で、「精神的或る点を除くの外物質上精神上共に欧米諸国の後に墜若として居る」のは「飲酒が確かに其一因」とした³⁰。飲酒を東洋、旧時代の停滞の象徴に位置づけ、禁酒を欧米諸国の文明の側に位置づける内容で、結果的に井土の禁酒会結成の約一〇年前から東京や京都の反省会などの禁酒運動でも見られた発想を共有している。

井土は禁酒会結成の一年後の一九〇四年一月に『宗像』誌で「禁

酒余感」を出した。「最初此会の生まるるや会の内外に定めて数多の衝突難儀が起るで有ふと十分覚悟して居た」ものの、「発起者七名の外新に式名の加入者のあつたのみで別に何等の故障波瀾も起らず覚悟の仕損」となり、「二年丈は成功」と称した³¹。〇五年一月は「禁酒会三周年自祝辞」を出した。「吾が禁酒会の如き生後日尚浅く、動もすれば周囲の圧迫を受け、其の行動を妨げられんとすること数々」ながら、「吾同志の一隊は、超然として蛮風悪俗の外に卓立し、益々勇壯奮進以て其の素望を貫徹せんことに勉む。茲に目出度く第三回の春陽を迎ふるを得」とある³²。〇四年一月に禁酒会の経過一年を祝し、〇五年一月に「三周年」としたのは井土の事実誤認か、虚勢を張ったか、禁酒会の結成が〇三年より前に本当は遡れるのか判然としない。ただし、『宗像』誌の禁酒会記事はこれが最後だった。もとより一〇名足らずの小規模な会で、〇八年の井土の死後は会が雲散霧消した可能性もある。

井土の禁酒会は一〇名にも満たない会だったものの、禁酒を主義とする人々が会を結成し、その主義を社会に広める行動が『宗像』という同郷メディアに掲載された点で一定の波紋を地域にもたらしただろう。

(二) 一九〇九年創立の福岡禁酒会(第二次)

一九〇九年七月に福岡市で福岡禁酒会が結成された。七月四日の『福岡日日新聞』には、「当地有志者の発起に係る同会講演会は昨日午後三時半より福岡高等女学校に於て開催 来会者数百名黒沢学士の開会辞に次ぎ柳博士の「飲酒の利害」と題する約二時間の講話あ

り閉会后即時入会を申込み者多々ありたる」とある。会の「宣言」は「世界は優勝劣敗の活戦場」とし、「今や我国戦後の大経営に苦辛惨憺たる秋に際し飲酒に耽り自個及び民族心身の衰弱国力の疲弊を省みざる如きあらば国運の前途憂ふ可きに非ずや」とある。つまり、日露戦争の民族競争に備え、戦後経営のため、個人と民族の心身を衰弱させる酒を日本より駆逐すべしという趣旨である。「福岡禁酒会規則」には「本会は社会の憑徳を企図する厳正禁酒を誓約する者をして組織す」、仮事務所は「養巴町五三番地」で、「本会の役員は會長より撰挙する」などもあるも、會長や会員の具体名は不明である³³。ただし、同会にはキリスト教色は見いだせず、一八九〇年結成の福岡禁酒会とは別組織だろう。

数百人の聴衆を前に禁酒講演を行った榎保三郎は、当時、京都帝國大学福岡医科大学（九州帝大医学部の前身）教授で精神医学者、九大フィルの育ての親として知られる。榎は一九〇七年に『実業の日本』で「恐るべき酒の害毒」という文章³⁵を出しており、片山国嘉、大沢謙二と並び、早い段階でアルコールの害毒に関心を持った医学者ということになる。

『福岡日日新聞』と『九州日報』には、榎保三郎の講話「飲酒の利害」の筆耕が両紙とも八日にわたって掲載された。榎はまず「世界各国聯合の酒精中毒研究会」で「学者が酒の利害を研究し、精神、神経を専門とせる医者が中枢」となり「内務大臣などが会頭」となり考究している状況を概観した。また、日本が日露戦争に勝利した原因は日本人が西洋人ほど飲酒しないことに求め、それを「国家の大慶事」としつつも「医学上から見て最も国民を弱くする二つの病

気」は「第一は、酒精中毒、第二は梅毒」とする³⁶。その上で、酒には栄養はなく、「一箇の好弄品に過ぎん」こと、「精神作用を無能力」にし「判断力」や「高等意志」を損ない、慢性中毒になれば「家人を虐待」しがちになり、「酒客譫妄」や心臓麻痺となり、「十年は早死」する³⁸、胃癌や動脈硬化、腎臓炎の原因となる、さらには「酒飲の遺伝」を受ければ、子孫が「白痴又は癩癩」となるなどのことを説いた⁴¹。併せて、煙草のニコチンや清涼剤など慢性中毒をもたらすものの害も説いた⁴²。榎の講話は、後の世代の医学者たちも問題にするアルコールの害毒をニコチンなど他の中毒性物質と併せて総合的に網羅した内容だった。

発会時は数百人の聴衆を集めた同会ながら、『国の光』など禁酒雑誌で同会が紹介された形跡はない。また福岡禁酒会のこの後の展開は目下、不明である。一九二七年に同名の福岡禁酒会が結成された際は〇九年設立の会に言及はなく、榎も加わっていない。禁酒団体の媒体と接触がなく、活動を伝える主たる媒体が専ら地元新聞のみでは会の活動は散発的で、その実績も後の世代に伝わらないことを福岡禁酒会（二次）は示している。

三、日本禁酒同盟の福岡県への影響波及―八幡禁酒会と筑南禁酒会
一九〇〇年代後半から一〇年代後半にかけて、福岡県では日本禁酒同盟や後続団体の日本国民禁酒同盟の会誌から存在を認知され紹介された禁酒団体が結成された。八幡禁酒会と羽犬塚の筑南禁酒会である。以下、その活動を概観する。

(一) 八幡禁酒会の成立と展開

一九〇七年二月二日、八幡禁酒会が結成された。会長は東山磯男、幹事は土谷藤吉、大田開作、江口喜三郎（教師）の三名だった。「八幡禁酒会々則」の「(目的) 第参条」には、「本会ノ目的ハ薬用ヲ除クノ外全ク酒類ノ飲用ヲ禁ジ個人並ニ社会ノ進徳矯風ヲ諮ルモノナリ」とある。また、会則の第十四条では、「第一又第二ノ土曜日ヲ以テ開催」する月に一回の通常会と年二回の総会や臨時会を開くことを決めて実行し、その動向は日本禁酒同盟の会誌『国の光』に掲載された。会則に同会の特徴がよく表れており、以下、これを会の具体的活動で補いながら説明する。⁶³⁾

八幡禁酒会の性格として指摘できる第一は、キリスト教的性格が強かった。「(位置) 第貳条、本会ハ事務所ヲ福岡県遠賀郡八幡立町壹丁目千八番地基督教会内ニ置ク」と、バプテスト系の教会が拠点だった。会長の東山は八幡基督教講義所伝道師だった。例会も教会での開催が多く、キリスト教的な性格が濃厚で、聖書の朗読、祈祷に「禁酒唱歌」が合わさり、弁士もキリスト信者で、教会の礼拝儀式に禁酒が合わさった態だった。元より禁酒運動はキリスト教徒により導入され、影響は後にも残ったものの、八幡禁酒会は他の福岡の禁酒会に比して宗教色が非常に強かった。

発会から約一年後の一九〇八年九月二七日の臨時総会で会長が東山から山本義麿に交代した。会長東山磯男氏が本務なりし八幡基督教講義所伝道師を辞し、福音丸伝道の為め、当地出發せらるゝ」⁶⁴⁾ ためだった。山本の素性は不明な部分が多いものの、一〇年九月の常例会が「午後八時大蔵官舎会長山本義麿氏方」などで開かれたなど

の記述があることから八幡製鉄所の職員と思われる。⁶⁵⁾ 八幡禁酒会は以後、山本が率いるが、会合のキリスト教的な性格にさほど変化はなかった。

特徴の第二は、日本禁酒同盟との繋がりが密なことだった。会則には、「〇(組織及連絡) 第四条、本会ハ禁酒ノ誓約者及日本禁酒同盟個人会員ヲ以テ組織ス〇第五条、本会ハ日本禁酒同盟会ト連絡シ全一ノ方針ヲ取ルモノトス」とある。東京の日本禁酒同盟と同一方針をとると明言した会は福岡では珍しい。

さらに「〇第十条、甲種会員ハ毎月会費金十銭ヲ納メ日本禁酒同盟会発行機関雑誌国ノ光ノ配布ヲ受ク〇第十一条、乙種会員ハ毎月会費金五銭ヲ納ムル者トス」とあり、甲種会員は同盟の会誌『国の光』が配布された。ただし、一九一一年一月に出された「同盟各団体『国の光』購読部数」は三〇部以上を購読した会を掲載したものの、八幡禁酒会は含まれていない。⁶⁶⁾ それもあってか、一一年一月二一日に立町浸礼教会で開かれた八幡禁酒会の委員会では、「国光『国の光』購買奨励同代価徴収のこと、並銀座会館改築寄付金の件安藤会長来書国光部数は本会員の武器並奨励伝道用として可及的多数購読の件勧誘等を議決」とある。⁶⁷⁾ しかし、この状況が改善されたかは不明である。

第三は、八幡製鉄所とのつながりが生じてきたことである。八幡禁酒会は発足当初はキリスト者の会合の色彩が強く、製鉄所の繋がりは左程うかがえないものの、会長の山本は製鉄所関係者で他にも従業員の入会などもあった。もともと、製鉄所と禁酒会との距離感の微妙さは一九一一年一月の次の文言からもうかがえる。

当地は近き将来に於て市制を施行せらんとする人口を有する大町にして、一萬以上の職工を有する東洋第一の製鉄所ありて、町の生命は一に此事業の盛衰に関する、同所は十二時間の激務、之に往復時間を加ふれば十三時間十四時間なるを以て、終日勤勞身体綿の如く疲労し、只臥寝に数時間あるのみに、故に新開地労働地として此禁酒事業の大必要あると共に、誘導に大困難あり、集会に少数なるは已むを得ざるの状態あるは他地方と大に其趣を異にす⁽⁴⁸⁾

会長の山本は「吾人は彼のライオン小林氏や、クラブの中山氏の経歴に考へて、其行為に学ぶ可からずとて、工場の風儀と工場の発展の為には、大能の力に依りて禁酒を實行するの必要あり」とも述べた⁽⁴⁹⁾。実業界でもライオン齒磨で知られる小林富次郎やクラブ洗粉で知られる中山太一など社長自らが禁酒主義者で、その工場が「禁酒工場」と称された例が明治後期からあった。八幡禁酒会が製鉄所を同じ様にしたと考へても不思議ではない。しかし、労働者の長時間の勤務状況などから、労働者の禁酒運動への取り込みは困難と認識された。

ただし、製鉄所の労働者の禁酒会入会は進んだらしく、一九一二年二月の報告では、「会員の多くは製鉄所に於て夜業に従事するを以て例会を延引」とあり⁽⁵⁰⁾、製鉄所の労働状況が禁酒会の活動に滞りをもたらしただうかがえる反面、会内での製鉄所労働者が占めた比率は無視しえないものになったこともうかがえる。

さらに、八幡製鉄所では、成立日は不明ながら、一九一二年頃にはポールト工場で禁酒会が結成され、「製鉄所ポールト工場にある禁酒

会員の集会を開き、会員同工場組長今岡与市三浦音五郎氏始め数名集会せらる⁽⁵¹⁾」とある。その活動は「同工場をして模範的真面目にして事業に又個人の言動に忠誠なるものたらしめんとし、之を為すは多くの禁酒会員を作るにありとの主義の下に苦心尽力せらる」というものだった。「然れども事業の進展に伴ふ圧迫試験あり」というのも実態だった⁽⁵²⁾。製鉄所周辺は、「八幡著名の魔窟、即ち料理店酌婦玉突遊技場櫛比しある所」も生じた。「真面目なる禁酒会員ありて、常に勇戦しつゝあるは、対照の妙を感じざるを得ず」とあり⁽⁵³⁾、八幡の禁酒運動はその廓清という意味もあつた。

八幡禁酒会は若松禁酒会に続いて日本禁酒同盟とのつながりが深かつた。キリスト教的性格の強い会ながら、八幡製鉄所の労働者も徐々に巻き込み、製鉄所周辺の風紀改善なども視野に入れた。ただし、『国の光』での会報は一九一二年七月で途切れた。

(二) 筑南禁酒会

地域の青年会が禁酒会の性格を帯び、かつ日本禁酒同盟との接触を図つた例もある。一九一八年一月二四日に発会した筑南禁酒会である。もともと八女郡羽犬塚町で上原青年会修養部が一七年に創立され、「精神の修養、健康の増進、及風紀の匡正を標榜する絶対禁酒禁煙の修養団体」だったものの、「其勢力圏と活動範囲とが狭隘なる上原青年会内に局限せらるゝを遺憾とし刻苦経営爰に部員の一大発奮と結束とに依りて生れたるを即ち筑南禁酒会」としたとある。そのため「目下上原青年会修養部と異名同体の集団なるも之より対世界的に活動して志を国家社会に貢献すると共に、延て世界人類の福

社を増進すべき大抱負を以て」発会したという。会長は杉本三郎（上原青年会長）、副会長は橋本道治（同副会長兼修養部長）であり、計一四名で開始した。発会式では「会長教育勅語並戊辰詔書奉読（一同低頭）」とある。活動としては、茶話会、禁酒演説、さらに「月十銭以上」の「禁酒規約貯金」で「修養部員は夙に修養貯金」をした延長だった。

筑南禁酒会も日本禁酒同盟とのつながりがあったことが分かる。

一九一八年二月一〇日の第二回月次会では「元会名築南禁酒同盟会と称したるも、本部安藤〔太郎〕会長の注意に依り、同盟の二字を削除し単に築南禁酒会とすること」を可決したとある。日本禁酒同盟の全国組織としての自負や接触を持った地域団体を傘下に置きたい思念がうかがえて興味深い。さらに、『国の光』を「可成会員各自に講読」することを決め、「勧誘の結果八部講読確定」し、その後も買い増された。さらに日本禁酒同盟の「徽章」も注文することを可決した。⁽⁵⁵⁾

筑南禁酒会は福岡県内の禁酒団体と接触を持った形跡はない。当時、活動的な禁酒会が県内になかったからかもしれない。ただし、熊本県御船禁酒会とは交流があり、一九一八年一二月に会長の高木三蔵が来訪し「熱烈燃ゆるが如き氏の主義に忠実なる、轉た感服の外なかりき」とある。その際、禁酒に関する図書の寄贈も受け、その中には後に日本国民禁酒同盟の理事長になる長尾半平著『禁酒』や『禁酒唱歌』も含まれた。⁽⁵⁶⁾

しかし一九一八年一〇月以降は筑南禁酒会の活動は『国の光』からうかがえない。同盟は各禁酒団体に「会報は可成毎月送付するを

要す数カ月を一括するは第一に編輯上不都合なると又運動怠慢に流るゝの嫌あり」と求めていた。⁽⁵⁷⁾ 筑南禁酒会の会報はまさに数カ月を一括して送付したものだだった。そして一八年一〇月で会報は途絶えた。⁽⁵⁸⁾

会況報告だけでも煩雑だったのか、その後の日本禁酒同盟と筑南禁酒会の関係は不明である。一九一〇年代末には郡部でも禁酒会を作れば、日本禁酒同盟の傘下に入り、会誌を購読し、同盟の徽章も付けるものだという通念に近い認識が醸成されていた。しかし、会誌講読や徽章だけでは遠隔地の禁酒会をつなぎとめるのは困難だっただろう。

(三) 国民禁酒同盟と日本禁酒同盟の対立と福岡

一九一七年から二〇年にかけて禁酒運動では東西対立と称すべき事態が生じ、福岡県の団体も巻き込まれた。

一九一七年に日本禁酒同盟総会（山梨）で大阪禁酒会が禁酒運動からキリスト教的色彩を除くべしとする提案をし保留となるも、八年の横浜の総会で再提起され激論となった。その結果、大阪禁酒会は分離独立し、日本禁酒同盟の機関紙『国の光』に対抗して機関誌『新国民』を刊行した。同会は一八年一〇月から国民禁酒会という名の組織を企て、京都禁酒会（一八年一二月発会）、神戸禁酒会の包摂を試みるも、京都禁酒会長の青木庄蔵は東西宥和の方針を打ち出し、一九年三、七、九月と東京側との協議を重ねるも決裂した。

結果、一九年九月に京阪神の禁酒会を中心に青木を会長に国民禁酒同盟が正式に発足し、翌二〇年三月は法人設立の認可も得た。しか

し、伊藤一隆など国民禁酒同盟の理事で、かつ日本禁酒同盟の幹部だった人物もおり、一九年の全米禁酒法成立で勢いづいた未成年者飲酒禁止法成立のための運動などの必要性から早くも両同盟合併の機運が生じ、結果的に二〇年一月二月に両同盟の合同が成立し、二一年五月に新同盟、日本国民禁酒同盟の第一回理事会が発足し、『禁酒界』『国の光』の廃刊、六月からの会誌『禁酒之日本』発行などを決めた。⁶⁵⁾

福岡県の禁酒会も、短期間ながらも煩雑な東西対立に巻き込まれた。国民禁酒会の会誌『新国民』は全国の図書館に全く所蔵がなく、日本禁酒同盟の旧蔵資料から六六号（一九一九年五月）のみが確認できた。同号には「国民禁酒会創立事務所の支部」を、東京、高松、熊本、名古屋、桑名、浜松、八幡、筑紫、茨城、静岡、宮崎、栃木、近江、島根、下関に設置したとある。代表者の名も掲載され、八幡支部は山本義麿、筑紫支部は杉本三郎の名がある。⁶⁶⁾八幡禁酒会はキリスト教的色彩の強い会で、国民禁酒会の支部に名前が挙がったのは不思議ながらも、非常に簡潔な記述で、支部となった経緯や当事者の心事は不明である。いずれにせよ、国民禁酒会は日本禁酒同盟の影響を受けた二会の取り込みを図った様子はいかがえる。

一九二〇年一月上旬、国民禁酒同盟は西日本各地で大規模な宣伝活動を行った。京都の青木庄蔵、中島玉吉、大阪の黒瀬才二らが松江、鳥取、米子、下関、八幡、直方、羽犬塚、熊本、大村の各地で禁酒宣伝を展開した。同年一月一二日の『九州日報』は、国民禁酒同盟が「京都に於ては十萬円の宣伝資金の寄付あり二月は東京に於て飛行機二台と自動車十五台を以て大々的禁酒宣伝をなす由」と報

じた。⁶⁷⁾

この禁酒宣伝の一環で一月一日に八幡市国民禁酒同盟会が発会し、大蔵製鉄所講堂で発会式が挙行された。入場者は八〇〇名で、午後六時から一〇時に及んだ。宇野哲夫が挨拶し、直方町会員の四宮友一、熊本の高木三蔵、大阪の黒瀬才二が来会し、床波竹次郎内相、田子一民社会課長、阪谷芳郎、江原素六、山室軍平の祝電があり、黒瀬、九州帝大講師の和田義睦⁶⁸⁾が禁酒講演を行った。さらに同盟会が貴衆両院に提出する請願書が諮られ一人が申し込んだ。⁶⁹⁾

八幡禁酒会と八幡市国民禁酒同盟会の関係性は分らない。山本義麿など八幡禁酒会の関係者の名前は登場せず、一九二八年の日本国民禁酒同盟の団体名簿【表2】では二〇年発足の会の代表は大西武とある。大西は八幡町立（のち市立）実科高等女学校の初代校長を務めた。⁷⁰⁾

一九二〇年一月の国民禁酒同盟の大規模な禁酒宣伝は、日本禁酒同盟との対立が背景にあらう。しかし、三四年に筑豊禁酒同盟代表の四宮友一（菓子小売業、キリスト教徒）は、「回顧すれば、大正九年一月上旬、京都の中島〔玉吉〕博士、青木庄蔵氏、故人となられし黒瀬才二氏の西下を一転機として、福岡県下の禁酒団体は積極的に活動を始めた」と述べた。⁷¹⁾一九年の全米禁酒法成立や未成年者飲酒禁止法の請願運動を背景に行われた二〇年一月の運動の特徴は、同時期の商業広告に通じる大規模な資金投入と大衆宣伝だった。筑豊などでも二〇年以降、自転車隊など派手な禁酒宣伝が継続され、三井田川禁酒会などの大規模な炭鉱禁酒会成立の地盤にもなった。次章はその様子を論じよう。

【表2】『昭和三年六月末現在 全国禁酒団体名簿』（日本国民禁酒同盟、1928年9月）掲載の福岡県の禁酒団体一覧

市郡	団体名	所在地	代表者名	会員数	創立年月
福岡市	△福岡禁酒会	南薬院町350	内海孝夫	60	1927年10月
八幡市	○八幡市国民禁酒同盟	通り14丁目	大西武	85	1920年1月
戸畑市	明紡禁酒同盟会	明治町明治紡績会社	岡部忠師	43	1927年8月
糟屋郡	席内村報国禁酒会	席内村小学校	三輪健太郎	277	1927年1月
	小野村憂国禁酒会	小野村薦野	布施野牧太	577	1927年2月
	青柳村共存禁酒会	青柳村	渋田佐吉	230	1927年2月
	久原禁酒会	久原村下区	佐伯徳五郎	19	1927年4月
宗像郡	○宗像村禁酒同盟会 神興村禁酒会 上西郷村禁酒会	河東村稲元847 神興村 上西郷村	片山忠太郎	177	1924年1月
遠賀郡	内浦禁酒会	岡垣村			
鞍手郡	○筑豊禁酒同盟	直方町直方	四宮友一	83	1917年1月
	大ノ浦禁酒会	宮田町相野炭坑事務所	上田政雄	500	1925年10月
	筑豊禁酒同盟	木屋瀬町野而伊藤方		13	1928年5月
	△直方車掌室禁酒会	直方駅車掌室	寺山鉄石	65	1928年6月
嘉穂郡	○二瀬禁酒同盟会 安全灯新聞社禁酒部	穂波村製鉄所二瀬出張所 飯塚町徳前	江藤兵吉	55	1926年11月
朝倉郡	満月会	志波村	永野貫一	31	1912年5月
	朝倉郡禁酒同盟貯金会	安川村下淵	川波芳男	100	1926年10月
	三輪村禁酒会	三輪村			
三潞郡	三潞村戸主会	三潞村役場	田中市蔵	600	1919年2月
	日本忠愛会	木屋村	植田清三郎	192	1924年11月
八女郡	憂国禁酒同盟会	古川村溝口	近藤松太郎	100	1926年6月
	△八女愛国禁酒会	福島町	石松改一	70	1927年7月
	筑紫禁酒会	羽犬塚	松本三郎		
	北川内禁酒会	北川内村久木原小学校			
田川郡	○三井田川禁酒会	伊田町	森田駒吉	2182	1923年1月
	△赤池鉱業所禁酒会	上野村赤池	犬伏林十郎	200	1927年5月
	倉内鉱業所禁酒会	添田町	村本米蔵	954	1928年4月

(注1) 本表は上掲書54～56頁の内容に基づく。日本国民禁酒同盟の団体把握の状況も示すため、漢数字を洋数字、縦書きを横書きにした以外は、敢えて内容に手を加えていない。

(注2) 表中の○印は「日本国民禁酒同盟に加盟」、△印は準加盟（「機関紙購読、時々連絡等相当の交渉あるも未だ正式に加盟せざるもの」）を示す。

(注3) 「宗像村禁酒同盟会」の名称は本論の「宗像禁酒同盟会」と一致しないが、原文のとおりである。

(注4) 日本忠愛会について、木屋村は八女郡にあったものの、三潞郡に分類された理由は不明である。

(注5) 「筑紫禁酒会」の前身は筑南禁酒会だろうが、改名の時期は不明である。単純な誤記の可能性もある。代表者の「松本三郎」は杉本三郎の誤記だろう。

四、一九二〇年代における大衆宣伝の拡張と地域間連帯―筑豊と宗像

一九二〇年代に結成された筑豊、宗像の禁酒会の動向からは地域間連帯がうかがえ、後に結束して県への陳情を行い、福岡県禁酒聯盟の一角を形成した。以下、その動向と性格を論じよう。

(一) 直方禁酒会（筑豊禁酒同盟）

鞍手郡の直方禁酒会の四宮友一は、一九二〇年一月上旬の青木庄蔵らの来福で県下の禁酒団体が積極化したと述べた文に続け、「我等の会も、此頃から活動を開始し、その最も猛烈なる活動期間は、大正十年より関東大震災の年を経て、昭和五年までが最盛期であつた」と述べた。⁽⁶⁶⁾直方禁酒会の活動は二三年二月、三月の『禁酒之日本』誌からうかがえる。成立時期は二二年頃だろうが、雑誌の残存状況の影響もあり、正確な年月は不明である。

直方禁酒会には一九一〇年代の禁酒会にない複数の特徴が見られる。まず、地元の有力者の積極的な参加や支援である。

会長は後藤松太郎だった。「九州に於て、若松選出の代議士吉田磯吉氏と併せらるゝ日本の大俠客にて、最も穩かなる人格者なり。

現在は劇場経営の外に炭鉱の経営者として、砵業界に重きをなせり」とある。「本部の青木理事が大正九年西下の節、講演会のため、劇場日若座を無料にて提供して、本会の運動を助けしこともあり、引続き今日迄、常に後援せられし人にて、酒害の恐るべき事、禁酒運動の必要を望まるゝ益々切なるものあり」という事情で会長になった。同会は貝島砵業会社の重役、島本徳三郎が二二年にも「多額の寄付

金を与へて困難なる経営を助け」、二三年正月も「年酒を廃して、金壹百円也を、重ねて本会に寄付」するなど、炭鉱関係者の経済活動を含んだ支援を受けていた。⁽⁶⁷⁾

直方禁酒会は、一九二三年一月二六日から二月二日に大規模な禁酒講演会を連日、鞍手郡、田川郡で展開した。講師は石川潔太（陸軍少将）、荒川文六（九州帝大工学部教授）だった。この講演会でも、郡長、警察署長、各学校長、青年団など有力者の協力が顕著だった。

此計画の発表せらるゝや、本郡長は鞍手聯合青年会長の名を以て、青年会に通牒を發して応援すべく勤められ、直方警察署長は各駐在警官を通じて、地方の劇場主館主に無料にて、会場を提出すべく交渉を引受られ、各学校長は生徒と共に吾人の宣伝を聴かれ、各地青年団は寢食を忘れて援助せられたり。

この青年団などの活動による宣伝や集客数は尋常でなかった。例えば、一月二六日の鞍手郡宮田村の集会で宮田青年会は、開催数日前から大小一万余千もの宣伝ビラを村内や付近の町村に配布した。

その結果、当日は豪雨だったのに、会場の宮田劇場に集まった聴衆は、昼は尋常小学校五年以上の三校の学生が七〇〇名、青年会員一般三〇〇名、夜は青年会員と一般人四〇〇名が集まったとある。

鞍手郡植木町では「同町役場と、青年会長たる学校長の援助ありしも、一般青年諸氏への交渉未了」につき「不安」があつたものの、その学校長が生徒を通じて家庭に宣伝した結果、会場の常設館、昌栄館には七五〇名が集まったという。二七日は小竹駅に降り立った石川少将を「青少年団員八十名が会場入り口まで約八丁の間、青年団歌高らかに高唱しつゝ行進」するなど、青少年団は示威宣伝でも

活躍した。

大衆宣伝の手法が最も發揮されたのは、直方禁酒会の膝元である直方だった。一月三〇日は午前一〇時に自動車を準備し、国民禁酒同盟本部の赤旗を押し立て、自動車の周囲に「活動写真会に來れと大書せる幕」を引き回し、胸に会員章を飾った数人の会員と、石川潔少将、熊本禁酒会の高木三藏が自動車に乗り、メガホンを携へ、全市に宣伝ビラの雨をふらしつゝ、要所々に高木君と四宮「友一」君が天地も砕よと大声に獅子吼し、十二時に至り自動車の宣伝を終り、日若座に馳せ参「じたという。一月三〇日は、午後一時に郡立農学校、筑豊簿記学校、高等小学校の学生ら九〇〇名、午後六時は一般集會に六〇〇名、三一日午後一時には県立高等女学校、実業女学校、大和女学校、直方北尋常校の学生ら一二〇〇名と計三回で二七〇〇名もの聴衆を集めた。二月一、二日は貝島磁業会社の求めにより、同社経営の小学校二カ所で「学生本位の活動写真會を開き、多大の好評を得た」という。結局、計八日間、十回の集會には計八千名を集めた。

『禁酒之日本』一九二五年三月号で同會は筑豊禁酒同盟と名乗った。會員現在七五名、収支決算は収入一八五円九五錢、支出二二四円八八錢とある。二四年四月一日は「少年禁酒法実施記念宣伝」のため自転車宣伝により小型ビラ五千枚を撒布した。七月一日は「帝都学生無酒デー」に策応し、諸学校々長に乞ふて受持教員より全生徒に「無酒デー」として中形ビラ五千枚、小形ビラ一万枚を配布した。一〇、一一月は禁酒幻燈會を実施し、一〇月二〇日は遠賀郡長（津村岩瀬伊藤五郎衛門）、一〇月二三、二五日は宗像郡赤間町、一一月

七日夜は新入村三菱炭鉱第四坑集會所で同坑の來會者四〇〇名を集め、印刷物三〇〇枚を配布した。同坑の幻燈會は主任岩野氏の求めに応じたもので、近隣の郡まで宣伝活動を及ぼしていた。一一月一〇、一二日は勤儉デーとして「六尺巾三尺」の大行燈を掲げ、大小ビラ一二五〇枚を配布した。一一月二三日は大坂禁酒會長の林龍太郎を招いて国難轉換大講演會を午後二時に日若座、午後七時に直方町役場楼上で開いた。この影響を受けてか、「某小学校にては、一級の全生徒が挙て全町に禁酒の宣伝を為し、一般人を驚かした」という。

右記のように、大量のビラ、自動車、映写機などを用い、青少年団員や炭鉱など地元企業や学校関係者による組織的な大量宣伝と聴衆の動員にここまで成功し、かつ近隣の郡や企業にまで実施した例は、福岡県では直方禁酒會（筑豊禁酒同盟）が初めてだろう。筑豊では一九二三年には三井田川禁酒會が結成され、全盛期には六千名もの會員数を誇った。以後も炭鉱地帯には、日鉄二瀬禁酒聯盟や住友制限禁酒會など、多くの會員を抱えた炭鉱禁酒會が複数誕生した。同會の活動はその先鞭をつけたと言えよう。

(二) 宗像禁酒同盟會

一九二四年一月二六日、宗像禁酒同盟會が組織された。二八年の日本国民禁酒同盟の団体名簿【表2】には宗像郡にあつた禁酒団体として同會と神興村禁酒會、上西郷村禁酒會の名が挙がっている。神興村と上西郷村の禁酒會結成は二四年より前か後かは判然としな

井土蛟愛の禁酒会と宗像禁酒同盟会結成の間の宗像郡の飲酒状況について興味深い記述がある。一九一五年の石田和吉『むなかた』は、「酩酊をして吏の保護を受けたもの」は「大正元年度に於て、総計四百二十人」だと示す。石田は、県下一九郡中、「此世ながらの地獄である炭鉱に集る坑夫、或は製鉄所の職工、其他新開地で浮浪、無頼の徒の多い遠賀、田川、鞍手、嘉穂が、多きは三千人余、少きも千二百人以上を出して居る事は、なにも不思議ないことはないとして、宗像が其次で、三井の如きは僅かに五十五人であるには、只呆れるより外はない」とし、「戸口の割合に酒造高の多い宗像は、矢張りよく飲める郡」と評した⁽⁹⁾。同時代の宗像では酒造業が栄えたことを背景に、他郡に比して飲酒が盛んでその分、酩酊者も多く、問題視する視点も存在したことがうかがえる。

雑誌『禁酒之日本』は宗像禁酒同盟会の発会式の様子を伝えた。残念なことに、同会自体の活動を伝える記事はこれのみなので、ほぼ全文を引用する。

大正十三年一月二十六日厳正なる禁酒禁煙の範を垂れさせ給へる摂政宮殿下の御成婚を仰ぐべく有志数名にて本会を組織し、二月十一日紀元節の佳辰を卜し、東郷町公会堂に於て、発会式を兼ね第一回の禁酒宣伝講演会を開催せり。天も此の挙を嘉し給ひしにや、連日の降雨全く止みて空よく晴れ渡り、来り会するもの約三百名、堂に満ちて甚だ盛なり。講師は本郡出身の九州帝国大学附属病院長医学博士武谷廣先生にして、午後二時十五分より四時半まで二時間余に亘る一々診療上に於ける実例を挙げての熱心なる講話は、聴講者一同をして、酒害の如何に恐

るべきかと、一日も早く此の社会より酒を排すべきことの必要さを痛感せしめたり。此の日は又筑豊禁酒会よりは四宮幹事早朝より来援せられ、諸方に宣伝ビラを配布して聴講を促さるゝあり。八幡市禁酒同盟会よりも、水上幹事亀岡宣伝部長其他三名の御来援を忝うし、熱烈なる禁酒唱歌祝辞演説等によりて大に氣勢を添へられたるありて、共に一同の深く感激せし処、又東京本部を始め、禁酒評論其他より祝辞を賜はり、大に会の面目を施したるは、会員一同の感謝に堪へざる処にして、今後益々主義の宣伝に努むべきことを誓ひて午後五時半散会せり⁽¹⁰⁾。

摂政宮（のちの昭和天皇）など皇室関係イベントを機に禁酒会を結成する現象は、後に昭和天皇即位の御大典の際、多くの禁酒村ができた例⁽¹¹⁾など多々あった。来会者は三〇〇名にのぼり、筑豊から四宮友一、八幡から水上銀太郎らが発会式に参加するなど、二〇年代は県内禁酒会の地域横断的な活動が盛んで、かつ日本国民禁酒同盟、大阪の黒瀬才二が主催した『禁酒評論』誌からも祝辞を受けるなど、全国団体の承認も受けていた。

発会式の講師は、宗像郡出身の九州帝大付属病院長の武谷廣で医学者の深い関与がここでもうかがえる。ただし、同会の会員として、石松敏、井原秀雄、花田仙吉、片山忠太郎、片山市夫、勝田寛佐、梶原龍虎、吉永開、瀧口三兵衛、瀧口クニエ、大社文治、桑原信、安永喜四郎、的場恒雄、木藤好平、三野原愛四郎と一六名の名が挙げられた。これらの素性を調べると、判明分だけでも宗像郡の有力者の関与がうかがえ、かつ顔触れは多彩だった。

一九二八年の日本国民禁酒同盟の団体名簿【表2】に宗像禁酒同

盟会の会長とあるのは三野原愛四郎で、宗像郡医師会副会長を経て二二年から三〇年まで同会長を務めた。中学修猷館の第二期生で岡山医学専門学校卒業後、貝島炭鉦大ノ浦炭鉦病院に勤務した後、一三年にサナトリウム津屋崎療養院を開院した。武谷廣が九州帝大で第二内科を創設した際、一時入局し、その武谷は大気安静法を行うサナトリウムの必要性を説き、三野原はその説に賛同してサナトリウム開設を行った。三野原と武谷の関係は近かった。

医師には、吉永開もいる。一九一九年九月に県会議員（政友会）に当選した他、〇八年から二二年まで三野原の前任の宗像郡医師会長を務めた。また、安永喜四郎は神興村で開業したクリスチャン医師で、「青年団長や村会議員をしている時も大々的に禁酒運動を起した神人」と評された。神興村禁酒会の中心は恐らく安永だろう。

一九二八年の団体名簿の宗像禁酒同盟会の欄で代表に片山忠太郎も名を連ねた。三野原と片山が会の中心だろう。片山の家業は醤油醸造業で、一九年五月から二三年六月まで宗像郡南郷村長、他、南郷村会議員も務めた。また三二年三月に社団法人宮田積善社という、社会教育、窮民施療、産業開発などを行う村の社会事業組織の設立惣代に名を連ね、理事兼社長を三六年九月の死去まで務めた。また、石松敏は禁酒会結成時の身分は不明だが、一四、一五年に徳重区長を務め、四七年一〇月から五〇年三月まで赤間町長を務めた。

桑原信は津屋崎教会初代牧師である。伝道熱心で、三野原が開院した津屋崎の結核療養所にも伝道した。あとは教師で、宗像会が刊行した雑誌『宗像』の一九二五年八月の「会員名簿」によれば、片山市夫は赤間出身で八幡市高見尋常高等小学校の教師、瀧口三兵衛

は稲元出身で鞍手郡香月尋常小学校勤務、瀧口クニエは河東村の教師、的場恒雄も教師である。

要するに、宗像禁酒同盟会は郡や郡出身の医師、村長など指導層、教師、牧師など禁酒に関心をもつ各人の集合体だった。同会は福岡県禁酒聯盟の筑豊や八幡とともに一角をなし、三野原も県への請願や県の教化動員に積極的に参加した。最後にその動向を論じる。

五. 県内禁酒会連合の請願から福岡県禁酒聯盟の結成へ

日本国民禁酒同盟の各地禁酒会へのイニシアチブが明瞭になり始めたのは一九二〇年代中頃だろう。同盟は二五年四月の第六回大会の決定を受け、関東大震災の三年忌から九月一日を「禁酒日」（「酒なし日」と定めて「未成年者飲酒禁止法施行の陳情」を行うことを加盟団体に指示した。これを受け福岡県の禁酒会の連合も県に請願を行い、二五年九月一日に次の禁酒会関係者が知事や担当課長に直接請願に訪れた。

八幡国民禁酒同盟 幹事 水上銀太郎氏 大牟田禁煙禁酒会

理事 岩崎孝氏

宗像禁酒同盟 会長 三野原愛四郎氏 同 会員 片山忠太郎

氏

筑豊禁酒同盟会 幹事 四宮友一氏 同 会員 高島直久氏

請願団の代表は宗像の三野原で、「一同を代表して請願の意を陳べ、更に、最近某県の参事官が地方視察に出張の時、之を迎へたる郡長は、一行七名に夕食を饗応する為、美妓を招き極力饗応に努めたる結果、費用二百六十円を支払ひたりと若し斯かる風習が純朴な

る町村に迄蔓延せば矯正容易ならざるべしと附言し、「知事はよく三野原氏の口述を聞き而して静かに請願書を披見し請願の意を喜ぶ旨答へ」たという。さらに筑豊の代表者は一九二三年結成の三井田川禁酒会にふれ、「会員二千五百人を有し、彼等の入会により労働者の気風穏やかになり、出勤率増し、作業中の負傷は減じ、喧嘩口論及刃傷事件激減し、貯金は毎月一千四五百円を増し炭鋏当事者も其成績の顕著なるに驚き居る」旨を述べた。

請願団は、斎藤正邦衛生課長、本間精社会課長、加瀬清雄内務部長にも面会した。八幡の水上市は「愛国ポスターを示し県費を以て社会課より県下の青年団処女会に頒布」するよう依頼した。対して本間は県費からの支出はできぬものの「若し県下の禁酒団体より供出せらるゝならば喜んで有効適確に頒布すべし」と言明した。また、「大牟田の岩崎氏が『昨大大牟田の労働争議には禁煙禁酒会の者は一人も争議に加はらず、之れ禁酒が軽挙妄動を制止するの証拠なり』と、実例を挙げて説明するや課長は特に注意を深くせるやに見受けられた」という。さらに請願団は福岡日々新聞社の菊竹淳（六鼓）、九州日報編集長の篠昇之助に面会した。菊竹は「熱心なる禁酒主義者」で、事実、翌日、請願の記事が両紙に掲載されたが、『福岡日日新聞』のほうが記述は詳細である。⁽⁹⁷⁾

この宗像、筑豊、八幡、大牟田の請願団の延長上に、後の福岡県禁酒聯盟の結成がある。ただし、核となったのは、一九二七年一月一五日に結成された福岡市の福岡禁酒会（第三次）である。「個人及団体の禁酒、進んでは国家禁酒法の制定を目的とし、毎月一回例会を催し、市の内外の有力者で禁酒主義の人々を糾合して積極的活

動を為すことゝなつた」。代表は、福岡キリスト教青年会主事の内海孝夫で、発起人は、下記の通りだった。

【発起人】舞鶴商業学校長 高橋正一氏、九大教授（衛生学）大平博士（得三）、福岡日日新聞主幹 菊竹淳氏、福岡青年会主事 内海孝夫氏、溝口博士（外科病院主） 夫人 溝口とし子氏、財津（内科病院）夫人 財津あや子氏、矯風会九州部長 和田邦子氏、弁護士会長 田辺夫人 田辺ふい子氏（尚ほ武谷〔廣〕教授、寺島検事正も熱心なる同志である）⁽⁹⁸⁾

福岡禁酒会は矯風会を含むキリスト教関係者、大平得三ら九州帝大医学部関係者らを中心に形成されていた。大平はキリスト教徒で九州帝大医学部衛生学教室教授で後に医学部長、満州国衛生技監、県立鹿児島大学長、西南学院高校長などを歴任し、日本国民禁酒同盟の理事になるなど福岡県や医学界の禁酒運動を牽引した。⁽⁹⁹⁾ 時期は不詳だが、大平は後に福岡禁酒会の会長となる。福岡禁酒会の第一回講演会は「市社会課、九州日報福岡日々両社後援のもとに十月廿八日夜西中洲県公会堂」で行われ、講師は日本国民禁酒同盟理事長の長尾半平、大阪禁酒会長の林龍太郎が招かれた。⁽¹⁰⁰⁾

この福岡禁酒会を核に一九二八年一月二十九日、県内の禁酒会二三団体を集めた福岡県禁酒聯盟が結成された。当日には、糟屋郡の青柳村禁酒会、小野村憂国禁酒会、席内村報国禁酒会、宗像郡の河東村禁酒会、津屋崎町禁酒会、八幡市国民禁酒同盟、鞍手郡直方町の筑豊同盟会、田川郡伊田町の三井田川禁酒会、福岡市の福岡禁酒会が集まった。⁽¹⁰¹⁾ 二八年一月段階では聯盟の代表は明示されなかったものの、翌二九年一〇月段階では大平が代表となっていた。

一九二九年八月に「思想の不安、経済の逼迫漸く深刻の度を加へんとする重大なる時局に当面して、政府は教化総動員を計画し公私経済緊縮運動を起し以て時弊匡救難局打開の道を講じ」、福岡県もこの方針に呼应し、九月一日に「教化団体代表者会」を開き「本県ノ教化動員実施方案」、「各団体ノ教化実施方策」を議題とした。在郷軍人会、福岡県聯合青年団、処女会などと共に、福岡県禁酒聯盟も参加し、三野原愛四郎と大平も代表者会に参加した。

福岡県禁酒聯盟は「県の教化総動員に応じ九月十一日附知事から求められた動員計画案」を九月一日に宗像郡福岡町で協議した結果、「一、市町村を単位とし県下に禁酒会未設の地無からしむる事二、右は三ヶ年を以て完成する事の大目標を定めこれが実現の方法として、八項目をあげ九大教授医学博士大平得三を代表者として県に答申」することになった。この大目標は第一〇回日本国民禁酒同盟大会（一九二九年七月七日）の決議「吾等は茲に全国禁酒化の具体的第一歩として向ふ三ヶ年を期し全国各町村にもれなく禁酒会を設立せんことを期す」に基づくものだった。実現のための八項目は下記の通りだった。

- 1 学校内に於て開く一切の会合には酒類を使用せざること
- 2 教職員は進んで禁酒を実行し実践躬行の範を示すこと
- 3 各学年、各科目に適したる禁酒教育を施し特に未成年者禁酒法の精神を熟知せしめ遵法の觀念を涵養する事
- 4 工場、鉱山に於ける事故防止、能率増進、従業員の趣味生活の向上を期する為、経営者及従業員に禁酒の実行を強調する事

5 公的会合並に仏事法要に酒類の使用を廃し良風の作興に努むる事

6 自動車運転手、鉄道従業員に禁酒の実行を促す事

7 福岡県禁酒聯盟は講師指導員の紹介推薦及各団体の聯絡活動の便宜を計る事

8 指導員は各種会合の終了後直ちに組織会其他の方法により会の設立に必要な援助を為し或は加盟者に適當なる指導を為す事

1から3は未成年者飲酒禁止法の励行で、4は三井田川など炭鉱禁酒会や二八年一月発足の日本足袋禁酒同盟会がモデルに想定されていよう。注目すべきは、7と8で、各市町村に禁酒会を結成させる指導員と講師の設定である。指導員は「県下各禁酒団体から選出の代表者一二名が之にあたる」とし、教化総動員のための「県下一斉講演には大平、荒川〔文六〕両博士をはじめ県下の精鋭二十四氏が講師」となるのである。

上記の経緯から、日本国民禁酒同盟の福岡県内への影響が深まったのは一九二〇年代半ばである。県内の各禁酒会の連帯は、同盟の意思の忠実な遂行につながった。一市町村一禁酒会の構想の下、各地域、職域に大規模な人数を含む禁酒会が続々と結成されていった。三四年四月に福岡市で開催された第一五回同盟大会の頃、二八年に二九だった県下の禁酒会の数は五四に倍増していた。そのことも動員数最多の盛会に寄与しただろう。

おわりに

福岡の禁酒会の性格はそれぞれいかなるもので、いかに展開したか。個々の展開は本論で詳述したとおりだが、構成要素ごとに整理すると、明治期―大正期の比較的短期間に禁酒運動の様々な構成要素が共時的に出そろった印象が強い。キリスト教の影響は福岡禁酒会（第一次）、福岡県の禁酒運動の導入期でも美山貫一の伝道に触発された若松禁酒会に示され、八幡禁酒会も同様だった。医学の影響も福岡禁酒会（第二次）の榊保三郎の言論が示すように顕著だった。農業への働きかけも宗像の井土蛟愛が示すように一九〇〇年代には始まっていた。八幡禁酒会のようにキリスト教から始まるも、製鉄所の労働改善や周辺環境の廓清を図るなど産業界との接触を企図したのもあった。青年会と一体の筑南禁酒会は農村の勤儉節約や生活改善志向と結びついた。さらに二〇年代初め、直方禁酒会（筑豊禁酒同盟）は炭鉱地域で学校を中心に大規模宣伝を行い、三井田川禁酒会など大規模な炭鉱禁酒会登場の先鞭をつけた。二四年の宗像禁酒同盟会は医者、農村有力者、キリスト者、教師など多様な層を包摂した会だった。二〇年代には禁酒運動の宗教色は薄れ、かつ多様な地域、職域社会に拡散するも、二七年発足の福岡禁酒会（第三次）などキリスト教は人的ネットワークの基点であり続けた。

これら禁酒会は地域間でいかなるコミュニケーションをとりつつ、県聯盟結成に至ったか。一八九〇年代に福岡禁酒会（一次）が筑豊の穂波村に支部を作った例もあったものの、一九二〇年代まで福岡県内での禁酒会間の交流は乏しい感が否めない。ただし、若松や筑南のように熊本の禁酒会関係者と接触を持った例もある。二〇

年代に筑豊の四宮友一はじめ活動的な運動家は、宗像にも出向き、県内禁酒会の請願や福岡県禁酒聯盟並びに同聯盟の教化総動員への参加へと繋がった。

全国組織はいかなる影響を福岡県に及ぼしたか。一八八〇年代から大日本節酒会が宗像と関係をうかがわせ、九〇年代に福岡禁酒会（二次）は横浜拠点の日本禁酒会と接触を持った。また、日本禁酒同盟の美山貫一が九州を遊説して若松禁酒会の結成に至るなど、地域内の禁酒会よりも早くに影響を及ぼしていた。八幡禁酒会のように日本禁酒同盟と同一方針をとると会則で宣言した会まである。ただし、筑南禁酒会が示唆するように、会誌の購読や徽章の配布だけで地方の禁酒会をつなぎとめるのは難しい側面もあった。二〇年頃の未成年者飲酒禁止法成立をめぐる運動で全国組織の中心人物の来福が盛んになり、県内の運動の活性化をもたらした。二〇年代後半から日本国民禁酒同盟の総主事として同盟を牽引した小塩完次の日記（日本禁酒同盟旧蔵資料）からは、全国の禁酒会の発会式や総会の出席と汽車での移動に生活の相当部分を費やした様子がかげえるが、そこまでせねば、日本国民禁酒同盟が全国の禁酒会のイニシアチブをとるのは困難だったことを示唆する。一方、二〇年代の県内禁酒会の連合による請願や県聯盟の結成は、もとは地域の人的交流が内発的に昂じた影響だろうが、結果的には全国市町村一禁酒会構想など日本国民禁酒同盟の号令を推進するための母体として機能することになった。

以上、本稿は明治期から県聯盟の結成までの福岡県の禁酒運動の展開を描いた。また宗像を中心に地域史料を活用し、禁酒運動資料

から得られた情報を深化させる試みを行った。ただし、一九二〇年代後半に急増した禁酒会や炭鉱禁酒会は扱っていない。これらは本稿の成果をもとに今後も補いたい。

註

(1) 日本禁酒同盟資料館(三鷹市)は、全国図書館の所蔵が僅少な『禁酒新聞』の大半や児童禁酒雑誌『のぞみの友』や同盟の原資料、総主事の小塩完次日記などを保存し、その資料は二〇一六年に武蔵野大学に移動された。事情は、後藤新一「一般財団法人日本禁酒同盟より寄贈された資料について」(『武蔵野大学政治経済研究所年報』一八号、二〇一九年)に詳しい。

(2) Takashi Yokoyama “On Eugenic Policy and the Movement of the National Temperance League in Prewar Japan” (*Historia Scientiarum* Vol. 28 No. 3, 2018)、拙稿「山本作兵衛と日鉄二瀬禁酒聯盟」『エネルギー史研究』三三号、二〇一八年、同「日本国民禁酒同盟と農村対策―御大典禁酒村から時局匡救、東北救済へ―」『社会事業史研究』五四号、二〇一八年。
(3) 田中和男「酒と健康―どうして酒はやめるべきか―」『キリスト教社会問題研究』三七号、一九八九年、四六九〜四七〇、四八二頁。その他、日本の禁酒運動を概観的に論じたものに、高田公理「禁酒文化・考」(石毛直道編『論集 酒と飲酒の文化』平凡社、一九九八年)、二宮一枝「近代日本における禁酒運動のパラダイム」(岡山県立大学保健福祉学部紀要』一四巻一、二〇〇七年)など。

(4) 個別地域を重点的に研究した例に、元村智明「大正期石川県の地域的共済の可能性―組織化と制度化をめぐる―」(元村智明編『日本の社会事業―社会と共同性をめぐって』社会福祉形成史研究会、二〇一〇年)、同「禁酒村と愛育村の取り組みに関する一考察―一九三六年の石川県下

の事情と国家的課題」(杉山博昭編『戦前期における社会事業の展開』社会福祉形成史研究会、二〇一五年)があるも、日本禁酒同盟資料館旧蔵資料は参照していない。

(5) 『全国禁酒団体名簿』日本国民禁酒同盟、一九二八年六月(日本禁酒同盟資料館旧蔵資料)、一二頁。

(6) 「全国大会の歴史 通算すれば四十二回」『禁酒之日本』二四八号、一九四〇年七月、三八頁。ただし、一九四三年四月の筑豊で実施された第二四回大会の参加者は約二千人とされ、三四年の福岡大会に次ぐ(前掲、拙稿「山本作兵衛と日鉄二瀬禁酒聯盟」、一〇六頁)。

(7) 「節酒会ノ主意書」『節酒会雑誌』一編一冊、一八八五年八月、一頁。以下、本稿の引用史料は一部の人名を除き、旧字体を新字体に改めた。

(8) 「福岡節酒会」『節酒会雑誌』一編一冊、一八八五年八月、一一頁。
(9) 「宗像郡実況」『福岡日日新聞』一六九一号、一八八五年六月五日、二面。

(10) 『日本メソジスト福岡教会五十周年記念誌』一九三四年一月、二五頁。会員の素性は不明点が多いが、坂井信生「福岡とキリスト教」(海鳥社、二〇一二年)は、福岡禁酒会を組合教会、メソジスト教会、聖公会三教会の有志青年の結成によるとする(七七頁)。

(11) 「禁酒演説会の景況」『福陵新報』八四七号、一八九〇年八月一日、二面。

(12) 「禁酒演説会」『福陵新報』八四五号、一八九〇年七月三〇日、二面。
(13) 「寺尾亨氏の演説大要」『福陵新報』八四八号、一八九〇年八月二日、二面。類似の内容は「福岡禁酒会」(『横浜禁酒会雑誌』二三号、一八九〇年九月、一五〜一六頁)も掲載した。

(14) 清水秀樹「横浜禁酒会における一考察」『キリスト教社会福祉研究』四五号、二〇一二年。日本禁酒会は一八九一年三月から九二年三月まで

- 『日本禁酒会雑誌』を二三号まで刊行し、九二年六月から『禁酒雑誌』に改題した。同誌一号は「福岡県支部会の近況」を伝えた。同会は「創立日尚ほ浅きも会員日に増殖し甫守会長を初め役員の熱心なる大に世人の注目する所となり」、禁酒会例会は「六十余名」を集めた。例会で四月上旬の「大演舌懇親会」の開催、会費の四季ごとの本部への送金、各国諸新聞雑誌の取次、「禁酒主義の一冊子」の編著を決めた。ただし、福岡県支部会と福岡禁酒会（一次）の人的つながりはうかがえず、関係性は不明である（「福岡県支部会の近況」『禁酒雑誌』一号、一八九二年六月、一九頁）。
- (15) 一八九三年五月以降は、旧記章を配分し尽くしたので、軽便で安価なものに作り替えた（以上、「福岡禁酒会通信」『禁酒雑誌』一二号、一八九三年五月、一四頁）。
- (16) 「福岡禁酒会」『禁酒雑誌』六号、一八九二年一月、一九頁。
- (17) 前掲、「福岡禁酒会通信」、一三頁。
- (18) 太田俊夫「衣笠景徳」（日本聖公会歴史編集委員会編『あかしびとたち』日本聖公会出版事業部、一九七四年）、三三〇～三三二頁。
- (19) 以上、前掲、「福岡禁酒会通信」、一三～一四頁。
- (20) 「福岡禁酒会」『禁酒雑誌』一九号、一八九三年二月、一七～一八頁。
- (21) 「福岡教会の城貫一氏よりの報」『国の光』五六号、一八九七年二月、一四頁。
- (22) 「謹而 美山貫一翁の永眠を哀悼す」『禁酒之日本』二〇二号、一九三六年九月。
- (23) 「美山貫一氏中国より九州地方巡回報告」『国の光』七一号、一八九九年三月、五～六頁。
- (24) 「筑前遠賀郡若松町に於て禁酒運動」『国の光』七〇号、一八九九年二月、一一頁。
- (25) 「若松禁酒会」『国の光』七二号、一八九九年四月、一八頁。
- (26) 「若松禁酒会通信」『国の光』七二号、一八九九年四月、一六頁。
- (27) 「筑前若松禁酒会」『国の光』七五号、一八九九年七月、一三頁。
- (28) 井土蛟愛「禁酒会発起の趣意を論ず」『宗像』五二号、一九〇三年一月、五、七頁。
- (29) 井土蛟愛「禁酒会発起の趣意を論ず（承前）」『宗像』五三号、一九〇三年四月、四頁。
- (30) 井土蛟愛「禁酒余感（続き）」『宗像』五七号、一九〇四年五月、一〇～一一頁。
- (31) 後藤新「近代日本における禁酒運動——一八九〇年東京禁酒会の設立まで」『法学論叢』五五巻一号、二〇一九年、一八～二二頁。
- (32) 井土蛟愛「禁酒余感」『宗像』五六号、一九〇四年一月、一一頁。
- (33) 井土蛟愛「禁酒会三周年自祝辞」『宗像』六〇号、一九〇五年一月、五頁。
- (34) 「福岡禁酒会」『福岡日日新聞』九一六四号、一九〇九年七月四日、二一面。
- (35) 榊保三郎「恐るべき酒の害毒」『実業の日本』一〇巻一〇号、一九〇七年五月。
- (36) 榊保三郎「飲酒の利害（一）」『九州日報』六六六六号、一九〇九年七月五日、二面。なお、『福岡日日新聞』でも七月六日から一三日まで七回連載されたが、『九州日報』の方が若干詳細である。
- (37) 榊保三郎「飲酒の利害（二）」『九州日報』六六六七号、一九〇九年七月六日、三面。
- (38) 榊保三郎「飲酒の利害（三）」『九州日報』六六六八号、一九〇九年七月七日、五面。
- (39) 榊保三郎「飲酒の利害（五）」『九州日報』六六七〇号、一九〇九年七月七日、五面。

- 月九日、五面。
- (40) 榎保三郎「飲酒の利害(六)」『九州日報』六六七号、一九〇九年七月一日、五面。
- (41) 榎保三郎「飲酒の利害(七)」『九州日報』六六七号、一九〇九年七月一日、五面。
- (42) 榎保三郎「飲酒の利害(八)」『九州日報』六六七号、一九〇九年七月一日、五面。
- (43) 「八幡禁酒会の成立」『国の光』一七八号、一九〇八年四月、四八〜四九頁。以下、会則の内容は同記事による。
- (44) 「八幡禁酒会報告」『国の光』一八六号、一九〇八年二月、四〇頁。
- (45) 「八幡(筑前)禁酒会報告」『国の光』二〇八号、一九一〇年一〇月、三二頁。
- (46) 「同盟各団体『国の光』購読部数」『国の光』二二一号、一九一一年一月、六六頁。
- (47) 「八幡(筑前)禁酒会報告」『国の光』二二一号、一九一一年一月、八〇頁。
- (48) 「筑前八幡禁酒会報告」『国の光』二二二号、一九一一年一月、三五頁。
- (49) 「八幡禁酒会報告」『国の光』二二三号、一九一一年三月、三六頁。
- (50) 「筑前八幡禁酒会報告」『国の光』二二四号、一九一二年二月、三四頁。
- (51) 「八幡(筑前)禁酒会報告」『国の光』二二五号、一九一二年三月、四二頁。
- (52) 「八幡(筑前)禁酒会報告」『国の光』二二八号、一九一二年六月、二九頁。
- (53) 「八幡(筑前)禁酒会報告」『国の光』二二九号、一九一二年七月、二九頁。
- (54) 戊辰詔書は日本禁酒同盟の『国の光』誌も「此詔書の主眼たる忠実勤儉に最も必要なる禁酒を實行して、日夜汲々斯主義の拡張に従事」していと称し(「歳晚詔書を奉読す」『国の光』一八六号、一九〇八年二月、二頁)、雑誌巻頭にも詔書全文を掲載することが多かった。
- (55) 以上、「筑南禁酒会会報」『国の光』二九八号、一九一八年四月、三七〜三九頁。
- (56) 「筑南禁酒会会報」『国の光』三〇一号、一九一八年七月、四七頁。
- (57) 無題『国の光』三〇四号、一九一八年一〇月、五二頁。
- (58) 「筑南禁酒会々々報」『国の光』三〇四号、一九一八年一〇月、五一〜五二頁。
- (59) 牧野虎夫『日本禁酒事業に於ける青木庄蔵翁』青木匡済財団、一九二八年四月、八三〜一三三頁、青木庄蔵『回顧七十五年』青木匡済財団、一九三七年三月、六一〜六七頁。
- (60) 「本会支部設置」『新国民』六六号、一九一九年五月、三〇頁。
- (61) 「禁酒大宣伝」『九州日報』一〇四八八号、一九二〇年一月二日、二面。
- (62) 和田義睦は九州矯風会長の和田邦子の夫であり、和田富子(高良とみ)の父である。
- (63) 同会発会式の模様は「禁酒同盟会発会式」『福岡日日新聞』二二九九〇号、一九二〇年一月三日、七面)の情報を、前掲、牧野虎夫『日本禁酒事業に於ける青木庄蔵翁』(一一八頁)で補った。
- (64) 八幡市史編集委員会『八幡市史 続編』八幡市役所、一九五九年三月、八二頁。
- (65) 四宮友一「豪勇傑士の出現を切望す」『禁酒之日本』一七〇号、一九三四年一月、二九頁。四宮は徳島出身で一九一四年から直方で妻フジノと菓子小売業を始め、四宮の成金饅頭で有名な菓舗四宮の創業者であ

る。この内容は二〇一九年一〇月八日に四宮涼子氏（友一の御令孫の妻君）より電話で「教示を得た。

(66) 前掲、四宮友一「豪勇傑士の出現を切望す」、二九頁。

(67) 「直方禁酒会」『禁酒之日本』四一頁、一九三三年二月、五六～五七頁。

(68) 「団体通信 筑豊禁酒同盟」福岡県直方市「大正拾参年度事業報告」『禁酒之日本』六四号、一九二五年三月、五一～五三頁。

(69) 石田和吉『むなかつ』非売品、一九一五年二月、一一七～一一八頁。

(70) 団体通信「宗像禁酒同盟会」『禁酒之日本』五三三号、一九二四年四月、四二～四三頁。

(71) 前掲、拙稿「禁酒運動と農村対策―御大典禁酒村から時局匡救、東北救済へ」

(72) 『宗像郡医師会史』社団法人宗像郡医師会、一九七九年、二八三頁。

(73) 前掲、『宗像郡医師会史』、二二九頁。

(74) 福岡県議会議事務局編『詳説 福岡県議会議史 大正篇上巻』福岡県議会議、一九五五年二月、八四六頁。一九三三年九月の県會議員選挙時には吉永は議員でない（福岡県議会議事務局編『詳説 福岡県議会議史 大正篇下巻』福岡県議会議、一九五五年六月、四五一～四五二頁）。

(75) 前掲、『宗像郡医師会史』、二六七～二七〇頁。

(76) 上田孝志「使途行伝宗像を往く」『日本基督教団津屋崎教会五十周年記念誌・その他』日本基督教団津屋崎教会、一九八四年、一五頁。

(77) 「市町村吏員選挙認可」『福岡県公報』三四〇号、一九一九年五月二九日、九頁。一九二四年六月に中村堅太郎に代わった（「市町村吏員選挙認可」『福岡県公報』五四六号、一九二三年六月一四日、九頁）。

(78) 「昭和五年宗像郡内官公署各種団体役員年賀名簿」（海の道むなかつ館蔵「平等寺吉田氏寄贈資料」一四）、一一頁。

(79) 片山の経歴全般と宮田積善社は「積善社定款並許可書綴」（海の道む

なかつ館蔵「宮田区有文書」二〇一）から分かる。

(80) 海の道むなかつ館蔵「徳重区有文書」内の「区費出納簿」（一九一九年）（二四七・二八）、「区費出納簿」（一九一五年度）（二四七・二九）。

(81) 宗像市史編纂委員会編『宗像市史 通史編 第三巻 近現代』宗像市、一九九九年、三九三頁。

(82) 前掲、上田孝志「使途行伝宗像を往く」、一四四～一五頁。

(83) 「会員名簿」『宗像』一三五号、一九二五年八月。

(84) 「第六回日本国民禁酒同盟大会記事」『禁酒之日本』七九号、一九二五年六月、一九頁。

(85) 「用意せよ！今から！来るべき禁酒日九月一日のために」『禁酒之日本』六九号、一九二五年八月、二～三頁。

(86) 「禁酒日の反響題に国民を酒より救への請願が如何に応へられたか？ 福岡の請願」『禁酒之日本』七二号、一九二五年十一月、二二～二五頁。

(87) 「飲酒禁止励行 福岡県知事へ請願」『九州日報』一二五四二号、一九二五年九月二日（朝刊）、三面、「未成年者飲酒禁止法励行方懇請」『福岡日日新聞』一五〇四三三号、一九二五年九月二日（朝刊）、七面。請願団が鈴木警察部長にも面会したことが分かる。

(88) 「我等の戦線 福岡県禁酒会愈々生る 知識階級を網羅して」『禁酒新聞』四六号、一九二七年十一月、四面。一部、読点を補った。

(89) 『芳草 大平得三生誕百周年記念「得三・操夫妻をしのぶ会」記録』大平昌彦発行、一九八三年一〇月。大平得三の禁酒運動についても別稿を留意している。

(90) 前掲「我等の戦線 福岡禁酒会愈々生る 知識階級を網羅して」四面。

(91) 「九州の新機運 廿三団体を網羅して福岡県聯盟成る 第二回全九州大会は十月福岡市に開催と決定」『禁酒新聞』五〇号、一九二八年三月、

二面。

(92) 福岡県社会教育課 福岡県社会教育協会『福岡県教化動員実施概況』福岡県、一九三〇年三月、序、一二〜一八頁。

(93) 「福岡県聯盟が指導員を新設 一町村市禁酒会を三年間に完成する為め」『禁酒新聞』六九号、一九二九年一〇月、二面。

(94) 「第十回大会に於ける決定事項」『禁酒之日本』一一七号、一九二九年八月、四八頁。

(95) 前掲『福岡県教化動員実施概況』二二〜二二頁。

(96) 日本足袋禁酒同盟会は会長を工場長、副会長を作業課長人事課長とし、事務は人事課が担い、会員は一九二九年一〇月末段階で一四八〇名を数え、禁酒貯金は一七〇三六円九一銭に達したと称した(「労働能率増進は工場禁酒断行から 産業合理化の尖端を行く 北九州の実例二つ」『禁酒新聞』七二号、一九三〇年一月、三三頁)。

(97) 前掲「福岡県聯盟が指導員を新設」、二面。推薦講師は、以下の二四名である。大平得三(福岡禁酒会長、九大教授)、荒川文六(九大教授)、植田清三郎(日本忠愛会長、医師)、山鹿広太郎(青柳禁酒会)、布施野牧太(小野村憂国禁酒会長)、三野原愛四郎(宗像禁酒同盟会、医師)、瀧口三兵衛(宗像禁酒同盟会)、大西武(八幡国民禁酒会長、製鉄所教習所長)、水上銀太郎(八幡禁酒同盟会)、田中(八幡禁酒同盟会、苗字のみ記載)、犬伏林十郎(赤池禁酒会、工学士)、森田駒吉(三井田川禁酒会長)、谷川忠也(三井田川禁酒会)、佐藤忠市(三井田川禁酒会)、宗岡善松(明治一坑禁酒会長)、江藤誠二(二瀬禁酒同盟会長)、須藤義樹(二瀬禁酒同盟会)、高島国五郎(直方機関車禁酒会長)、関岡俊雄(磯光禁酒会)、高島貞久(筑豊禁酒同盟会)、向井安响(筑豊禁酒同盟会)、四宮友一(筑豊禁酒同盟会)、鈴木琴吉(北九州禁酒同盟会)(前掲『福岡県教化動員実施概況』二二三〜二四頁)。

(98) 「福岡県禁酒団体」『禁酒之日本』一七〇号、一九三四年一月、三〇〜三一頁。

※謝辞

本稿の宗像地域に関する史料情報は、新修宗像市史編集委員会の岡本格氏より多大なご教示を受けました。また四宮友一の経歴は四宮涼子氏からご教示を受けました。厚く御礼申し上げます。なお本稿は日本学術振興会の若手研究(19K13353)の成果です。

(よこやまたかし 近代部会)